

兵庫県地域創生戦略会議設置要綱

(設置)

第1条 「地域創生推進本部」（以下「本部」という。）が「兵庫県地域創生戦略」（以下「戦略」という。）を推進するにあたり、有識者による指導助言を受けるため「兵庫県地域創生戦略会議」（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 戦略の推進、検証に係る指導・助言
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域創生の推進に関する事項に係る指導・助言

(組織)

第3条 会議は、別表に定める委員をもって構成する。

2 委員の任期は、本要綱の施行の日から令和7年3月31日までとする。

(座長)

第4条 会議に座長を置く。

2 座長は、委員の互選によって定める。

3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は座長が招集する。ただし、第1回の会議の招集については、企画部長が招集する。

2 委員は都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

3 本部が戦略を推進するにあたり必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 座長が必要と認めるときは、議事の概要等を記載した書面を各委員に持ち回りまたは送付し、意見を伺い、会議に代えることができる。

(ワーキングチーム)

第6条 本部が必要と認めるときは、会議にワーキングチームを置くことができる。

2 ワーキングチームの運営については、別に定める。

(謝金)

第7条 委員及び第5条第3項に定める者が、会議及び会議に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員及び第5条第3項に定める者が、会議及び会議に係る職務のために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、企画部計画課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月23日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(別表)

第3条に規定する委員は次のとおりとする。

(五十音順)

氏名	所属・役職
阿部 真大	甲南大学文学部教授
荒木 秀之	りそな総合研究所(株)主席研究員
庵邊 典章	兵庫県町村会会長(佐用町長)
岩浅 有記	大正大学地域構想研究所准教授
上村 敏之	関西学院大学経済学部教授
折田 楓	株式会社 merchu 代表取締役
小寺 博史	兵庫県商工会連合会会長
酒井 俊	(株)三井住友銀行公共・金融法人部(神戸)部長
酒井 隆明	兵庫県市長会会長(丹波篠山市長)
作田 誠司	(一社)兵庫県信用金庫協会会長
高田 厚	神戸商工会議所副会頭
田林 信哉	Satoyakuba 代表
徳永 恭子	(株)神戸新聞社経営企画局長
永田 夏来	兵庫教育大学大学院学校教育研究科准教授
成松 郁廣	兵庫県経営者協会
福田 和代	日本放送協会 神戸放送局長
福永 明	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長
福本 博之	兵庫県農業協同組合中央会会長
古田 菜穂子	(公社)ひょうご観光本部ツーリズムプロデューサー
安枝 英俊	兵庫県立大学環境人間学部教授

兵庫県地域創生戦略会議企画委員会 設置要綱

(設置)

第1条 次期兵庫県地域創生戦略（以下、戦略という）の策定にあたり、有識者の助言や提案を得るため、兵庫県地域創生戦略会議設置要綱第6条に基づき、「兵庫県地域創生戦略会議企画委員会」（以下、委員会という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 戦略の方向性や施策の協議
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に定める委員をもって構成する。

2 委員の任期は、本要綱の施行の日から令和7年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、第1回の委員会の招集については、企画部長が招集する。

2 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第6条 委員及び第5条第2項に定める者が、委員会及び委員会に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

(旅費)

第7条 委員及び第5条第2項に定める者が、委員会及び委員会に係る職務のために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部計画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月7日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

兵庫県地域創生戦略会議企画委員会 委員名簿

（五十音順）

氏名	所属・役職
上村 敏之	関西学院大学経済学部教授
岡本 麻紀子	日本イーライリリー株式会社 研究開発・メディカルアフェアーズ統括本部 研究開発戦略・政策本部 部長
桂 敦子	兵庫県立三木高等学校校長
河野 圭一	株式会社ワールド・ワン代表取締役社長
富田 祐介	株式会社シマトワークス代表取締役
西山 桃子	株式会社西山酒造場取締役女将
飛田 敦子	認定NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸事務局長
安枝 英俊	兵庫県立大学環境人間学部教授